

第 2 期 定時株主総会招集ご通知

※本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。
ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

日 時

2020年6月30日（火曜日）
午前10時（受付開始予定：午前9時）

場 所

石川県金沢市金石北三丁目16番10号
当本社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

目 次

● 第2期定時株主総会招集ご通知-----	1
● 株主総会参考書類-----	4

株式会社スペースバリューホールディングス

証券コード 1448

株主の皆様へのお願い

- 株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により対応を更新する場合がございます。当社ウェブサイト (<https://www.svh.co.jp/>) より、発信情報をご確認いただきますようよろしくお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルスの集団感染のリスクを回避するため、経済産業省の「株主の皆様へのお願い-定時株主総会における感染拡大防止策について-」に記載のとおり、健康状態にかかわらず、**極力書面によって事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場は原則お控えいただくよう強くお願い申し上げます。**
- 新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、例年よりも会場の座席の間隔を拡げて配置することから、会場席数を大幅に減少させていただく関係上、経済産業省・法務省の「株主総会運営に係るQ & A」に基づき、本総会への出席について事前登録制を採用し、事前登録者にのみご入場いただくことといたします。ただし、会場席数の関係上、事前登録の希望者が多数となった場合は、公正な抽選により事前登録者を選ばせていただき、**事前登録をされていない株主様が当日ご来場いただきましても、会場にご入場いただけません。**何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 当日の株主総会の議事は、開催時間を短縮する観点から、議場における詳細な説明は省略させていただきます。事前登録のうえご出席される株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

なお、本総会における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の取り組みおよび事前登録に関する詳細事項につきましては、同封しております「当社第2期定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組みについて」または当社ウェブサイト (<https://www.svh.co.jp/>) をご確認ください。

(証券コード 1448)
2020年6月15日

株 主 各 位

石川県金沢市金石北三丁目16番10号
株式会社スペースバリューホールディングス
代表取締役社長CEO 森 岡 直 樹

第2期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第2期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、前記の「株主の皆様へのお願い」をご参照いただき、経済産業省の「株主の皆様へのお願い-定時株主総会における感染拡大防止策について-」を踏まえたうえで、本株主総会につきましては、極力書面によって事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場は原則お控えいただくよう強くお願い申し上げます。

なお、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月29日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月30日（火曜日）午前10時
（受付開始予定時刻 午前9時）
2. 場 所 石川県金沢市金石北三丁目16番10号
当本社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第2期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、
連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結
果報告の件
 2. 第2期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
※報告事項の取扱いについては、次ページの「第2期定時株主総会継続会の
開催について」をご覧ください。
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および
内容決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.svh.co.jp/>）に掲載いたします。

第2期定時株主総会継続会の開催について

当社は、2020年6月30日開催の第2期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）の目的事項のうち、報告事項「1. 第2期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」および「2. 第2期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件」（以下、「第2期報告事項」といいます。）に関しまして、決算手続き、会計監査人の監査報告の受領など、所定の手続き（以下、「決算関連手続」といいます。）を完了した後、本総会において株主の皆様にご報告する予定でした。

しかしながら、2020年4月28日公表の「決算発表の延期及び新型コロナウイルス感染拡大の影響等について」にてお知らせいたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、当社グループの決算業務および会計監査業務に通常より時間を要しており、現時点においても決算関連手続が完了しておりません。

以上のことから、当社は、本総会において第2期報告事項をご報告することを断念せざるを得ないものと判断いたしました。

これに伴い、当社は決算関連手続が完了次第、速やかに本総会の継続会（以下、「本継続会」といいます。）を開催し、本継続会で第2期報告事項を報告するとともに、本継続会の日時および場所の決定を取締役会にご一任いただくこと（以下、「本提案」といいます。）を本総会において株主の皆様にお諮りする予定でございます。

本総会において、本提案をご承認いただきましたら、当社は本継続会の開催ご通知を株主の皆様へ別途ご送付し、本継続会を開催させていただく所存であります。

また、第2期の事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査人の監査報告および監査役会（本総会の休会の時までには決算関連手続が完了せず、かつ、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合は、監査等委員会）の監査報告（以下、「提供書面」といいます。）は、本継続会の開催ご通知に添付し、株主の皆様にご提供いたします。従いまして、本総会の招集ご通知には提供書面を添付しておりませんので、ご承知おきください。

なお、本継続会は本総会の一部でありますので、本継続会にご出席いただける株主様は本総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

株主の皆様にはご迷惑をおかけしますこととお詫び申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、財務状況や将来の事業展開等を総合的に勘案しつつ、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、かかる方針および当期の業績を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、当期の期末配当の原資は「その他資本剰余金」とすることを予定しております。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金15円
総額529,996,740円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月30日
- (4) 剰余金の支払いを開始する日
2020年7月1日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 今後の当社の事業の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に新たな事業目的を追加するものであります。
- ② 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行います。
- ③ なお、本議案における定款変更については、本総会の休会の時（2020年6月30日の審議終了時）をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容（下線は変更部分）は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
(商 号) 第1条 (条文省略) (目 的) 第2条 <u>当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理する（当該会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行う）ことを目的とする。</u> (新 設) <u>(1) ～ (15)</u> (条文省略) (新 設) (新 設) (新 設)	(商 号) 第1条 (現行どおり) (目 的) 第2条 <u>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</u> <u>(1) 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理する（当該会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行う）ことを目的とする。</u> ①～⑮ (現行どおり) <u>(2) 不動産の売買、賃貸、管理及び保有</u> <u>(3) 有価証券の運用、投資、売買及び保有</u> <u>(4) 前各項に附帯関連する一切の業務</u>

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 (条文省略) (機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> 第5条～第18条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新 設) (選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略)	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり) (機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u> 第5条～第18条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は10名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) (新 設) (代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(任 期) 第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役<u>及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の省略) 第25条 (条文省略) (取締役会規則) 第26条 (条文省略) (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の省略) 第25条 (現行どおり) (取締役会規則) 第26条 (現行どおり) (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略)	(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会	(削 除)
(員 数)	(削 除)
第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。	
(選任方法)	(削 除)
第30条 監査役は、株主総会において選任する。	
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
(補欠監査役の予選の効力)	(削 除)
第31条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする。	
(任 期)	(削 除)
第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	

現 行 定 款	変 更 案
<u>(常勤の監査役)</u> 第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削 除)
<u>(監査役会規則)</u> 第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	(削 除)
<u>(報酬等)</u> 第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の責任免除)</u> 第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者も含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> (新 設) (新 設) (新 設)	(削 除) 第5章 監査等委員会 <u>(常勤の監査等委員)</u> 第29条 監査等委員会は、その決議によって、<u>監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査等委員会規則)</u>
	<u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
第6章 計 算	第6章 計 算
第 <u>38</u> 条～第 <u>41</u> 条 (条文省略)	第 <u>32</u> 条～第 <u>35</u> 条 (現行どおり)
(新 設)	附則
	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
	<u>当会社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役(監査役であった者を含む)の、任務を怠ったことによる損害賠償請求を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生の時（2020年6月30日の審議終了時）をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。取締役候補者の就任の時期は、本総会の休会の時（2020年6月30日の審議終了時）となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式の数(株)
1	もり おか なお き 森 岡 直 樹 (1962年1月15日生)	2005年4月 日成ビルド工業㈱入社 2005年5月 同社上席執行役員建材事業推進部長兼 営業企画部長 2006年4月 同社上席執行役員営業本部長兼 営業企画部長 2006年6月 同社取締役営業本部長兼営業企画部長 2009年4月 同社取締役メンテナンス本部長 2011年6月 同社常務取締役メンテナンス本部長 2012年4月 同社専務取締役 2016年4月 同社代表取締役副社長 2018年10月 当社取締役グループ営業管理本部長 日成ビルド工業㈱代表取締役社長 2019年4月 当社代表取締役社長C E O（現任） 日成ビルド工業㈱取締役会長（現任）	23,025
(取締役候補者とした理由) 当社グループの発展的変革を牽引しております。ステークホルダーからの信頼回復に向けた経営を実践するための高い誠実性と強い意志を有しており、当社グループの持続的成長に資する人物と判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式の数 (株)
2	すず き けい すけ 鈴 木 啓 介 (1964年11月22日生)	1987年 4 月 (株)第一勧業銀行入行 (現(株)みずほ銀行) 2012年 8 月 同行神谷町支店長 2015年 4 月 同行新宿南口支店長 2017年 6 月 日成ビルド工業(株)上席執行役員 経営戦略本部部長 2018年10月 当社取締役管理本部長 日成ビルド工業(株)取締役人事本部長 (現任) 2019年 4 月 当社常務取締役管理本部長 2019年 8 月 当社常務取締役企画管理本部長 (現任)	1,950
		(取締役候補者とした理由) 社長ＣＥＯを補佐する立場でコーポレート・ガバナンス改革やコンプライアンス体制構築を中心とする当社グループの再発防止策実行の陣頭指揮を執っております。金融機関で培った豊富な知識および経験を有しており、当社の経営全般を担うことができると判断し、取締役候補者いたしました。	
3	きく ち じゅん や 菊 地 潤 也 (1967年10月1日生)	1992年10月 KPMGセンチュリー監査法人入所 (現EY新日本有限責任監査法人) 1996年 4 月 北斗監査法人入所 (現仰星監査法人) 2004年 8 月 税理士法人ウィン代表社員 (現税理士法人ウィン・コンサルティング) 2005年 6 月 日成ビルド工業(株)取締役 2010年 3 月 (株)日本エスコン取締役 (現任) 2014年 6 月 友朋監査法人代表社員 2016年 1 月 日成ビルド工業(株)取締役経営戦略室担当 2016年 9 月 税理士法人ウィン・コンサルティング 社員 (現任) 2017年 4 月 日成ビルド工業(株)取締役管理本部担当 2018年10月 当社取締役内部統制本部長 日成ビルド工業(株)取締役 2019年 5 月 友朋監査法人社員 (現任) 2019年 8 月 当社取締役コーポレート本部長 (現任) (重要な兼職の状況) (株)日本エスコン取締役	20,550
		(取締役候補者とした理由) 取締役コーポレート本部長を担い、当社の内部管理体制の再構築に取り組んでおります。公認会計士としての豊富な知識および経験を有しており、当社の経営に資するところが大きいと判断し、取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式の数 (株)
4	みず の とし ひろ 水 野 聡 彦 (1962年7月29日生)	1986年 4 月 (株)住友銀行入行 (現(株)三井住友銀行) 2011年10月 同行田無法人営業部部長 2014年 4 月 同行銀座エリア支店長 2016年 5 月 日成ビルド工業(株)上席執行役員 経営戦略室管掌 2017年 4 月 同社上席執行役員経営戦略本部長 2017年 6 月 同社取締役経営戦略本部長 2018年10月 同社取締役企画本部長 日成ビルド工業(株)取締役 (現任) 2019年 8 月 同社取締役財務経理本部長兼開発事業 本部長 (現任)	5,690
(取締役候補者とした理由) 取締役財務経理本部長および開発事業本部長を担い、当社グループの経理部門の安定化や適切な投資プロセス等の再構築に取り組んでおります。金融機関で培った豊富な知識および経験を有しており、当社の経営に資するところが大きいと判断し、取締役候補者いたしました。			
5	うえ だ ひで き 上 田 秀 樹 (1957年6月19日生)	1981年 3 月 日成ビルド工業(株)入社 1999年 4 月 同社静岡支店長 2003年11月 同社東京支店長 2004年 4 月 同社執行役員東京支店長兼 首都圏ブロック長 2008年 4 月 同社執行役員営業本部首都圏 事業部長兼首都圏ブロック長 2010年 4 月 同社上席執行役員営業本部 首都圏事業部長兼関東ブロック長 2012年 6 月 同社取締役営業本部首都圏 事業部長兼関東ブロック長 2015年 4 月 同社取締役営業本部長 2016年 4 月 同社常務取締役営業本部長 2016年11月 同社常務取締役営業本部長兼工事本部長 2018年10月 同社専務取締役営業本部長兼工事本部長 2019年 4 月 同社代表取締役社長 (現任) 2019年 6 月 同社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 日成ビルド工業(株)代表取締役社長	9,600
(取締役候補者とした理由) 当社の中核子会社である日成ビルド工業(株)の代表取締役社長を務めており、当社グループ事業・業務に関する豊富な知識および経験を活かし、重要事項の決定や経営に対する監督の役割を期待できるものと判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式の数 (株)
6	なか ほり まさ おみ 中 堀 雅 臣 (1958年1月2日生)	1981年4月 (株)小松製作所入社 2007年6月 コマツハウス(株)取締役 (現(株)システムハウスアールアンドシー) 2007年7月 同社取締役リース事業部長 2009年7月 同社取締役生産リース本部長 2010年6月 同社常務取締役 2011年4月 同社常務取締役管理本部長 2012年6月 同社専務取締役 2018年4月 同社取締役専務執行役員 2019年4月 同社代表取締役社長 (現任) 2019年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)システムハウスアールアンドシー代表取締役社長	100
	(取締役候補者とした理由) 当社の中核子会社である株式会社システムハウスアールアンドシーの代表取締役社長を務めており、当社グループ事業・業務に関する豊富な知識および経験を活かし、重要事項の決定や経営に対する監督の役割を期待できるものと判断し、取締役候補者といたしました。		
※ 7	せの お き さぶ ろう 妹 尾 喜 三 郎 (1947年9月25日生)	1970年4月 大蔵省入省 1975年7月 北見税務署長 1995年5月 大臣官房会計課長 1997年7月 理財局次長 1998年7月 東京税関長 1999年7月 印刷局長 2000年7月 日本道路公団理事 2004年2月 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構理事 2007年8月 財団法人地域総合整備財団 (現一般財団法人地域総合整備財団) 常務理事 2007年12月 公益財団法人日本高等教育評価機構 大学評価判定委員会委員 2008年11月 (株)ビックカメラ取締役副会長 2017年6月 日成ビルド工業(株)監査役 2018年10月 当社監査役 (現任)	—
	(社外取締役候補者とした理由) 行政分野および上場会社において要職を歴任する中で培った豊富な経験と高い見識を有しており、また、当社社外監査役の歴任を通じ得た当社業務内容に関する知見を活かし、今後も重要事項の決定や経営に対し、独立した立場から監督する役割および適切な助言を期待できるものと判断し、社外取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式の数 (株)
※ 8	しば た み すず 柴 田 美 鈴 (1974年7月25日生)	2000年10月 弁護士登録 米津合同法律事務所入所 2001年11月 N S 総合法律事務所開設 2003年 1 月 アステラス製薬(株)社内治験審査委員会委員 2007年 4 月 法政大学法科大学院法務研究科兼任講師 2007年10月 金融庁監督局総務課信用機構対応室 課長補佐 2014年 7 月 特定非営利活動法人ジャパンハート クラブ監事 (現任) 2017年 4 月 司法研修所民事弁護教官 2017年 6 月 デリカフーズホールディングス(株) 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) デリカフーズホールディングス(株)社外取締役	—
	(社外取締役候補者とした理由) 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しております。業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあり、重要事項の決定や経営に対する監督の役割を期待できるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 妹尾喜三郎氏および柴田美鈴氏は、社外取締役候補者であります。なお、柴田美鈴氏につきましては、職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は小山美鈴氏であります。
4. 妹尾喜三郎氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本株主総会の終結の時をもって1年9カ月となります。
5. 当社は妹尾喜三郎氏を株式会社東京証券所の定めに基づく独立役員のかとして届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- また、柴田美鈴氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、妹尾喜三郎氏との間で、社外監査役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が社外取締役に選任された場合は、同様の契約を締結する予定であります。
- また、柴田美鈴氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。監査等委員である取締役候補者の就任の時期は、本総会の休会の時（2020年6月30日の審議終了時）となります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式の数(株)
1	くろ さわ ひとし 黒 澤 均 (1958年5月2日生)	1981年4月 (株)北陸銀行入行 2003年4月 同行今立支店長 2011年6月 同行渋谷支店長 2013年6月 同行市場金融部長 2016年6月 同行総合企画部上席推進役 2017年1月 ほくほくＴＴ証券(株)常勤監査役 2018年10月 当社常勤監査役就任(現任)	200
	(監査等委員である取締役候補者とした理由) 当社常勤監査役を歴任し、当社業務全般に関する豊富な経験と知識を有しており、今後も当社の経営の適切な監督、監査を期待できることから、監査等委員である取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式の数 (株)
2	かみ の よし たけ 紙 野 愛 健 (1968年3月4日生)	1995年10月 中央監査法人入所 2007年 7 月 新日本監査法人入所 (現EY新日本有限責任監査法人) 2008年 7 月 新日本有限責任監査法人パートナー就任 (現EY新日本有限責任監査法人) 2011年 7 月 紙野公認会計士事務所所長 (現任) 2012年 4 月 青山アクセス税理士法人代表社員 (現任) 2016年 2 月 (株)No.1 社外監査役就任 (現任) 2017年 6 月 エネルギープロダクト(株)社外監査役就任 (現任) 2018年 7 月 プリモ・ジャパン(株)社外取締役就任 (現任) 2019年 6 月 当社社外取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) 紙野公認会計士事務所所長 青山アクセス税理士法人代表社員 (株)No.1 社外監査役 エネルギープロダクト(株)社外監査役 プリモ・ジャパン(株)社外取締役	—
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあることから、当社の経営の監督、監査に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式の数 (株)
3	ひ わたり とし み 樋 渡 利 美 (1971年5月30日生)	1997年4月 検事任官 2002年4月 東京法務局訟務部付 2007年4月 法務省大臣官房民事訟務課付 2010年4月 東京地検検事 2012年3月 検事退官 2012年6月 弁護士登録 弁護士法人本田正幸国際法律事務所弁護士 (現任) 2019年6月 当社社外取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人本田正幸国際法律事務所弁護士	—
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあることから、当社の経営の監督、監査に活かしていただくとともに、多様性に基づく観点から助言をいただくため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 紙野愛健氏および樋渡利美氏は、社外取締役候補者であります。なお、樋渡利美氏につきましては、職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は本田利美氏であります。
3. 紙野愛健氏および樋渡利美氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、紙野愛健氏および樋渡利美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、紙野愛健氏および樋渡利美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏との当該契約を継続する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
しば た み すず 柴 田 美 鈴 (1974年7月25日生)	2000年10月 弁護士登録 米津合同法律事務所入所 2001年11月 N S 総合法律事務所開設 2003年1月 アステラス製薬(株)社内治験審査委員会委員 2007年4月 法政大学法科大学院法務研究科兼任講師 2007年10月 金融庁監督局総務課信用機構対応室課長補佐 2014年7月 特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ 監事(現任) 2017年4月 司法研修所民事弁護教官 2017年6月 デリカフーズホールディングス株式会社 社外取締役(現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) デリカフーズホールディングス(株)社外取締役	—

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 柴田美鈴氏は、社外取締役候補者であります。また、柴田美鈴氏は、職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は小山美鈴氏であります。

3. 柴田美鈴氏を社外取締役候補者とした理由は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しております。業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあり、重要事項の決定や経営に対する監督の役割を期待できるものと判断し、社外取締役候補者としたしました。なお、柴田美鈴氏は、第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員以外の取締役に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、監査等委員以外の取締役に辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額につきましては、2019年6月27日開催の第1期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額300百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）とさせていただきますと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内とさせていただきますと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、2019年6月27日開催の第1期定時株主総会において当社の取締役（社外取締役を除く。）および日成ビルド工業株式会社（以下、「日成ビルド工業」という。）の取締役（社外取締役および当社常勤取締役を兼任する者を除く。）を対象として、株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することについてご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役に対する本制度にかかる報酬枠を廃止し、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下「当社取締役」という。）および日成ビルド工業の取締役（社外取締役および当社常勤取締役を兼任する者を除く。）（以下、あわせて「取締役等」という。）に対する株式報酬等の額および内容につきまして、改めてご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴うものであり、引き続き、取締役等の報酬と当社グループの業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。なお、株主をはじめとするステークホルダーの皆様との利害共有をさらに促進するために本制度の一部を改定（在任時の当社株式等の給付について後記2.（6）（ア）の通り条件を設けること）いたしたく、あわせてご承認をお願いするものであります。ただし取締役等に付与する1事業年度当たりの付与ポイント上限を変更するものではありません。

本議案は、以上のような目的によるものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

具体的には、第6号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額とは別枠で、当社取締役に対する本制度にかかる株式報酬等の額および内容についてご承認をお願いするものであります。本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる当社取締役は6名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

2. 本制度における報酬等の額の算定方法および内容

(1) 本制度の概要

本制度は、日成ビルド工業が2018年9月30日までに拠出した金銭および当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等は、原則として、役員株式給付規程に定める在任中の一定時期（後記（6）（ア）のとおり、原則として、各事業年度にかかるポイント付与日（後記（6）（ア）において定義する。）の属する当該事業年度を初事業年度として連続する3事業年度が経過した後）に当社株式等の給付（以下、「在任時給付」という。）を受けるとともに、取締役等の退任時に当社株式等の給付（以下、「退任時給付」という。）を受けけるものとします。

(2) 本制度の対象者

取締役等

(3) 信託金額

日成ビルド工業は、本制度に基づき給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を次の（ア）および（イ）のとおり拠出し、本信託を設定しております。

本信託は、下記（4）のとおり、日成ビルド工業が2018年9月30日までに拠出した金銭または、今後、当社が必要に応じて拠出する金銭を原資として当社株式を取得いたします。

（ア）在任時給付のための拠出

日成ビルド工業は、2017年3月末日で終了した事業年度から2019年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度に対応する必要資金としての金銭を拠出し、本信託を設定しており、今後、当社は本制度が終了するまでの間、原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度（以下、「在任時給付次期対象期間」という。）に関し、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を追加拠出し、役員株式給付規程の定めに従い、各事業年度に対応する所定の期間の取締役等の職務執行の対価として、本制度に基づく給付を行います。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、各在任時給付次期対象期間の開始直前日に本信託内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「在任時給付残存株式等」という。）があるときは、在任時給付残存株式等は以後の在任時給付次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、在任時給付残存株式等を勘案したうえで、当該在任時給付次期対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(イ) 退任時給付のための拠出

日成ビルド工業は、2017年3月末日で終了した事業年度から2019年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度に対応する必要資金としての金銭を拠出し、本信託を設定しており、今後、当社は本制度が終了するまでの間、原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度（以下、「退任時給付次期対象期間」という。）に関し、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を追加拠出し、役員株式給付規程の定めに従い、各事業年度に対応する所定の期間の取締役等の職務執行の対価として、本制度に基づく給付を行います。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、各退任時給付次期対象期間の開始直前日に本信託内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する当社株式等の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「退任時給付残存株式等」という。）があるときは、退任時給付残存株式等は以後の退任時給付次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、退任時給付残存株式等を勘案した上で、当該退任時給付次期対象期間に関する追加拠出額を算出するものとし、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(4) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて、または当社の自己株式処分を引き受ける方法により行う予定です。2020年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度につきましては、合計131,600株を上限として取得するものとします。

(5) 取締役給付される当社株式等の数の算定方法とその上限

(ア) 在任時給付のためのポイントとその上限

取締役等には、在任時給付のため、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。在任時給付のため、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は45,000ポイント（うち、当社取締役分として30,000ポイント）を上限とします。これは、現行の取締役等への役員報酬の支給水準、員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

(イ) 退任時給付のためのポイントとその上限

取締役等には、退任時給付のため、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる数のポイントが付与されます。退任時給付のため、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は45,000ポイント（うち、当社取締役分として30,000ポイント）を上限とします。これは、現行の取締役等への役員報酬の支給水準、員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

(ウ) ポイントの換算と確定

取締役等に付与されるポイントは、下記（６）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（６）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、上記（ア）により付与される在任時給付のためのポイントと、上記（イ）により付与される退任時給付のためのポイントとで区分して、各受益権確定時までに当該取締役等に付与されたポイントを合計した数でそれぞれ確定します（以下、在任時給付のために確定したポイントを「在任時給付確定ポイント数」といい、退任時給付のために確定したポイントを「退任時給付確定ポイント数」という。）。

(6) 当社株式等の給付および報酬等の額の算定方法

(ア) 在任時給付

上記（５）（ア）のとおり、取締役等は、役員株式給付規程の定めに従い、就任中、各事業年度に関し、当該事業年度における職務執行の対価として、役員株式給付規程に定める一定の日（以下、「ポイント付与日」という。）にポイントの付与を受けます。取締役等が、原則として、ポイント付与日の属する当該事業年度を初事業年度として連続する3事業年度が経過した後の一定の日において受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記（５）に記載のところに従って定められる在任時給付確定ポイント数に応じた数の当社株式について、役員株式給付規程に定められた所定の給付時期に本信託から給付を受けます。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、当該在任時給付確定ポイント数に対応する当社株式のうち役員株式給付規程に定められた一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(イ) 退任時給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記（５）に記載のところに従って定められる退任時給付確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、当該退任時給付確定ポイント数に対応する当社株式のうち役員株式給付規程の定めに従い各人毎に算出される一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(ウ) 報酬等の額の算定方法

当社取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、当社取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の１株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した金額とします。

(７) 当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(８) 当社株式に係る剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

(９) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

× ₯

[illegible]

会場ご案内図

会 場 石川県金沢市金石北三丁目16番10号
当本社会議室

交 通

- ・ 金沢駅より車で約20分
- ・ 北鉄バスで六枚町より金石・大野・大野港線
金石バスターミナル下車徒歩約10分
- ・ 小松空港より金沢駅行特急バス有り（約 1 時間）

